

租税条約早見表				フランス共和国(条約)				
源泉徴収対象所得			条約による区分等	減免手続き等				摘要
所161 号数	所得区分等	税率		条項	区分	届出 様式	添付 書類	
二	割引債償還差益	18.378	利子(公社債の割増金 § 11)	11②	10%	13, 14 又は2	不要	注イロハニ
	(発行時)	16.336	政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等 が保証等した債権に関するもの	11③	免税		A, C	H28. 1. 1以後発行の割引債 については届出(様式2)
	(償還時)	15.315						
四	組合契約事業利益の配分	20.42	事業所得(国内PE帰属利得に限る。) 国外PEに帰属	7①	減免規定なし 免税	19	C	PE所在地国課税
五	土地等の譲渡	10.21	譲渡収益	13①	減免規定なし			不動産所在地国課税
六	人的役務提供 事業の対価	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に帰属しない場合)	7①	免税	6	不要	居住地国課税
			芸能人又は運動家の役務提供事業の対価	17② a	減免規定なし			役務提供地国課税
			当該事業が国等公的資金で賄われる場合	17② b	免税	6	D	
七	不動産の使用料	20.42	不動産所得 (§ 6②③)	6①	減免規定なし			不動産所在地国課税
			船舶航空機の裸用船使用料⇒事業所得 (PE帰属無)	7①	免税	10	A, C	居住地国課税
八	利子所得	15.315	利子 (§ 11⑤)	11②	10%	2	不要	注イロハニ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等 が保証等した債権に関するもの	11③	免税	2	A, C	
九	配当所得	非上場 20.24 上場 15.315	配当 (§ 10⑥)	10② b	10%	1	不要	注ロハニ
			関係会社間配当①議決権株式 (10%以上保有、6カ月保有)	10② a	5%	1	不要	
			関係会社間配当②議決権株式 (25%以上、18カ月保有)	10③ b	免税	1	A, C	
十	貸付金利子	20.42	利子 (§ 11⑤)	11②	10%	2	不要	注イロハ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等 が保証等した債権に関するもの	11③	免税		A, C	
十一	使用料	20.42	著作権、工業所有権等及び設備使用料 (§ 12②)	12①	免税	3	B, C	注ロハニ
			機械、装置、用具等の使用料(国内PEに帰属しない場合)	7①	免税	10	C	
			著作権、工業所有権等の譲渡対価	13④⑥	免税	10	C	居住地国課税
十二 イ	給与その他の人的 役務の提供に対 する報酬で国内 における勤務又 は役務提供に基 因するもの	20.42	下記以外の給与所得	15①	減免規定なし			役務提供地課税
			短期滞在者給与(①年間183日以内の滞在、②日本の居住者以外からの支払、③日本PEが負担しない)	15②	免税	(7)	不要	みなし国内払い以外 は届出書提出不要
			日本企業が国際運輸で運用の船舶・航空機で行われる勤務	15③	減免規定なし			法人所在地課税
			内国法人の役員報酬	16	減免規定なし			法人所在地課税
			政府等職員に対し政府等から支払われるもの(事業関連除)	19① a	免税	不要		(所9①8)
			上記のうち、①日本国民、②専ら当該役務提供の為に居住者 となったものでない者	19① b	減免規定なし			日本のみ課税 (所令24)
			教授(教育・研究、 来日後2年間)、教育・研究の報酬	21	免税	8	不要	
			留学生/事業修習者(滞在2年以内、政府宗慈善学芸教育団体から 支払われる勉学・研究のための交付金、手当、奨励金)	20①	免税	8	在学 修学	みなし国内払い以外 は届出不要
			事業習得者(1年以内の滞在、フランスからの生活費送金)	20③	免税	(8)	不要	
			自由職業者所得(国内PEに帰属しない場合)	3①7	免税	7	C	居住地国課税
芸能人又は運動家の人的役務の報酬	17①	減免規定なし			役務提供地課税			
	当該事業が国等公的資金で賄われる場合	17①	免税	7	D			
十二 ロ	公的年金等	20.42	下記以外のもの	18①	減免規定なし			源泉地国のみ課税
			日本政府又は地方公共団体に提供した役務につき政府等又は政府等 が拠出した基金から支払われるもの(公務員共済年金等)	19② a	減免規定なし			日本のみ課税
			フランスの居住者かつ国民である場合	19② b	免税	9	不要	フランスのみ課税
十二 ハ	退職所得	20.42	規定なし	給与等に準じる			給与所得条項適用	
十三	事業の広告宣伝 のための賞金	20.42	その他所得	22①	免税	10	C	居住地国課税
十四	生命保険契約等 に基づく年金等	20.42	その他所得	22①	免税	9	C	居住地国課税
十六	匿名組合契約に 基づく利益の分配	20.42	匿名組合契約に関連して取得する所得等	20	減免規定なし			源泉地国課税
添付 書類	A	い ず れ か	配当・利子の租税を免除する租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等の居住者であることを相手国等の権限 ある当局が証明した書類⇒実務では、各届出書の「8権限ある当局の証明」欄に条約相手国等の権限ある当局が証明(実特 法省令2⑤) ①租税の免除を定める要件を満たすことを明らかにする書類(外国語で作成の場合その翻訳文を含む。) ②居住者証明書(実特法省令2⑥)					
	B		①使用料の支払いの基因となった契約の内容を記載した書類 ②居住者証明書(実特法省令2⑦)					
	C		①特典条項に関する付表(様式17) ②居住者証明書③特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする 書類(翻訳文を含む)					
	D		政府の公的資金から全面的又は実質的に援助を受けて行われることを証明する書類。					
非居住者等が源泉徴収義務者に居住者証明書(提示前1カ月以内に作成されたもの)を提示し氏名・住所等の確認を受けた場合には、 添付を省略できる。この場合、源泉徴収義務者は、提示された居住者証明書の写しを提示日以後5年間保存する必要がある。(実特法 省令9の10②)								
注 意 事 項	イ	使用地主義 利子使用料について、源泉地の規定がないため、日本国内の業務に係るものを国内源泉所得とする。						
	ロ	恒久的施設(PE)に帰属する場合は、事業利得条項 § 7が適用され免税とはならない。						
	ハ	独立企業間価格を超過する所得の場合、その超過額はその所得の条項は適用せず国内法で課税する。						
	ニ	導管取引(パススルー)に対する条約特典の不適用。						